

## 【EU】新型コロナウイルス感染症対策

海外立法情報課 濱野 恵

\* EU は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の個人用保護具等の確保、加盟国の財政出動支援、国境管理に関するガイドラインの発出等を行い、追加対策を提案している。

### 1 公衆衛生分野における EU の権限及び対策の概要

EU の基本条約は、人の健康の保護を高いレベルで確保することを、EU の政策において考慮すべき事項と規定している（EU 運営条約第 9 条、第 114 条、第 168 条、EU 基本権憲章第 35 条等）。ただし、公衆衛生分野の政策は、一部を除き、加盟国が権限を有する分野であり、EU は、加盟国の取組を支援・調整・補完することはできるが<sup>1</sup>、加盟国共通の基準を設ける権限は与えられていない（EU 運営条約第 4 条、第 6 条、第 168 条）。このため、新型コロナウイルス感染症に対する EU としての対策も、加盟国が行う対策の支援等が中心である。

### 2 「新型コロナウイルス感染症に対する協調的な経済対策」の実施

欧州委員会は、2020 年 3 月 13 日、対策の概要を示す政策文書「新型コロナウイルス感染症に対する協調的な経済対策」（COM(2020) 112 final）を公表し、主に次の対策を実施した。

#### (1) 個人用保護具等の確保

欧州委員会は、国境を越えた健康への脅威に関する決定（Decision No 1082/2013/EU）に基づき加盟国が任意で参加する医療器具等の共同調達（joint procurement）により、2020 年 2 月末から順次、マスク等の個人用保護具（Personal Protective Equipment: PPE）や人工呼吸器等の共同調達手続を開始した。

また、同年 3 月 15 日、共通輸出規則（Regulation (EU) 2015/479）第 5 条<sup>2</sup>に基づき、個人用保護具の域外流出を防止するため、個人用保護具の域外輸出に際し、加盟国当局の許可取得を義務付ける欧州委員会実施規則（Commission Implementing Regulation (EU) 2020/402）を施行した。

次いで、2020 年 3 月 19 日には、欧州連合市民保護メカニズム（Union Civil Protection Mechanism）に関する決定（Decision No 1313/2013/EU）に基づき、一加盟国の対応能力を超える災害が起きた際に EU が管理する機材等を当該加盟国に配置する仕組み（rescEU）の対象に、人工呼吸器等の医療機器、マスク等の個人用保護具、ワクチン等の備蓄を追加する欧州委員会実施決定を公布した（Commission Implementing Decision (EU) 2020/414）。

#### (2) 加盟国の財政出動支援

上述の政策文書（COM(2020) 112 final）により導入された「コロナウイルス対策投資イニシ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 4 月 7 日である。

<sup>1</sup> EU が政策を実施する権限は、EU の基本条約である EU 条約（Treaty on European Union）及び EU 運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union）において付与された範囲内に限定される。EU の立法権限には、主として、①EU のみが立法権限を有する排他的権限、②EU と加盟国の双方が立法権限を有する共有権限、③EU には加盟国の支援・調整・補完のみが認められる補充的権限がある。庄司克宏『新 EU 法 基礎編』岩波書店、2013、pp.29-34；中村民雄『EU とは何か—国家ではない未来の形—』信山社、2016、pp.87-89。

<sup>2</sup> 必要不可欠な製品の不足を防止するため、輸出に際し当局の許可取得を義務付けることができることを規定。

アチブ (Coronavirus Response Investment Initiative: CRII) 」に基づき、欧州構造投資基金 (European Structural and Investment Funds) <sup>3</sup> を活用し、中小企業等への資金援助や医療物資への投資等を行うための規則 (Regulation (EU) 2020/460) 、大規模な自然災害時に加盟国に資金を提供する欧州連帯基金 (European Solidarity Fund) の対象を公衆衛生上の危機に広げる規則 (Regulation (EU) 2020/461) を同 31 日に公布し、翌 4 月 1 日に施行した。

また、同年 3 月 19 日、欧州委員会は、国家補助 (State aid) に関する一時的判断枠組 (C(2020) 1863) を公表した。加盟国政府は、特定の企業や製品を優遇し、競争を阻害するような補助金支給を原則として禁止されているが、この判断枠組において、新型コロナウイルス感染症対策としての特定の企業等への国家補助が、加盟国経済の深刻な混乱に対する補助として例外的に認められうる要件等が示された。

さらに、同月 20 日、欧州委員会は、「安定・成長協定 (Stability and Growth Pact) 」<sup>4</sup> における一般免責条項 (general escape clause) の発動を EU 理事会に提案し (COM(2020) 123 final) 、EU 理事会は同月 23 日にこれを承認した。これにより、加盟国は、通常時に課される財政ルール (財政赤字は対 GDP 比 3%、債務残高が対 GDP 比 60%を超えないこと) にかかわらず、財政出動を行うことが可能になった。

### 3 国境管理に関するガイドラインの発出

EU 加盟国 (一部を除く) 及び非 EU 加盟国 4 か国で構成されるシェンゲン圏内<sup>5</sup>では、参加国間の国境検査の廃止や、圏外から圏内に入る国境における国境検査の基準等の共通化、警察情報の共有が行われている。ただし、例外的な状況下においては、圏内の国境検査を一時的に復活させることができる。新型コロナウイルス感染症対策として圏内の国境検査を復活させる加盟国が増加したことに伴い、EU として統一のとれた対応をするため、2020 年 3 月 16 日、欧州委員会は、商品や重要なサービスの供給維持、人の健康保護、EU 域内・域外国境検査に関するガイドライン (C(2020) 1753 final) を発出した。同日、欧州委員会は、欧州理事会に対し、EU 域外第三国からの不要不急の入国を 30 日間原則として制限することを勧告し (COM(2020) 115 final) 、翌 17 日の欧州理事会で承認された<sup>6</sup>。

### 4 追加対策で提案されている主な施策

2020 年 4 月 2 日、欧州委員会は、追加対策の概要を示す政策文書「コロナウイルス対策：命と生活を守るために利用可能な全ての資金及び手段を用いる」 (COM(2020) 143 final) を公表した。雇用維持のために労働時間が短縮され賃金が減少した労働者に加盟国が手当を支給する仕組みに対し融資を行う一時的な枠組みとして「緊急時失業リスク軽減支援 (Support to mitigate Unemployment Risks in an Emergency: SURE) 」を創設する理事会規則案 (COM(2020) 139 final) 、「コロナウイルス対策投資イニシアティブプラス」による欧州構造投資基金の更なる活用、EU 予算の組替等による対策資金の増額等が提案されている。

<sup>3</sup> 欧州構造投資基金は、域内の格差是正と成長を目指す結束政策 (Cohesion Policy) のための資金。

<sup>4</sup> 加盟国の財政健全化と財政政策の調整を確実にを行うため、様々な法規で構成される財政ガバナンスの枠組。

<sup>5</sup> EU 加盟国のうち、アイルランドはシェンゲン圏に不参加であり、キプロス、クロアチア、ブルガリア、ルーマニアは参加準備中である。一方、非 EU 加盟国であるアイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタインは、シェンゲン圏に参加している。

<sup>6</sup> 2020 年 3 月 16 日現在、アイルランドを除く EU 加盟国及び非 EU 非加盟のシェンゲン圏参加国が入国制限を実施。